

令和元年度 仙台市環境局主要事業について

1. 低炭素都市づくり等推進

(1) 杜の都環境プラン及び地球温暖化対策推進計画の改定

令和 2 年度に計画期間が満了となる「仙台市環境基本計画（杜の都環境プラン）」及び「地球温暖化対策推進計画」について、定量目標の進捗状況の把握に関する調査を行うなど、次期計画策定に向けた作業を進める。

(2) 低炭素都市づくり推進

- ・ 地球温暖化対策を推進するための条例等の検討

地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための条例の制定、及び事業者が温室効果ガス削減に計画的に取り組む「(仮称) 温室効果ガス削減アクションプログラム」の導入に向けた検討を進める。

- ・ 熱エネルギー有効活用支援補助

家庭用燃料電池（エネファーム）など熱エネルギーを有効活用する設備の導入や、既存住宅の窓断熱改修に対する補助を行う。

- ・ せんだい E-Action 推進

市民一人ひとりがエネルギーの使い方を考え、省エネ・創エネ・蓄エネの 3 E を実践する啓発事業を市民・事業者・行政の協働により実施する。

- ・ 環境モニタリングの強化

仙台港周辺の火力発電所の立地を踏まえ、環境モニタリングと蒲生干潟周辺に設置した PM2.5 の測定機による常時監視を継続する。

(3) 市民・事業者の環境配慮行動促進

- ・ 「せんだい環境学習館（たまきさんサロン）」運営

市民の環境学習の拠点として、環境団体や大学等と連携して講座を開催するとともに、図書等の貸し出しや情報発信、交流の場を提供し、環境教育や環境学習を推進する。

- ・ 環境教育・学習の推進

杜の都の環境教育・学習推進会議（FEEL Sendai）の事業や、環境出前講座などを実施し、学校や地域での環境教育・学習の普及を図る。

2. ごみ減量・リサイクル推進

(1) 一般廃棄物処理基本計画改定

令和 2 年度に計画期間が満了となる「一般廃棄物処理基本計画」について、生活ごみ・事業ごみの組成分析調査を行うなど、次期計画策定に向けた作業を進める。

(2) 市民との協働による生活ごみの減量・リサイクル

- ・ 食品ロスの削減
市民を対象とした食品ロスを記録するダイアリー形式の調査や、削減行動を促すためのセミナーの開催、モデル地区における地域等と連携した生ごみの堆肥化を行う。
- ・ 地域ごみ出し支援活動促進
地域団体が行う日常生活の支援が必要な高齢者等のごみ出しの支援活動に対して補助を行う。
- ・ 紙製容器包装分別拠点回収
紙製品のリサイクルを進めるため、ヨーグルト容器等のコーティングされた紙製容器包装について市民センター等で拠点回収を行う。
- ・ 剪定枝資源化モデル事業
家庭ごみとして収集・焼却している剪定枝について、戸別収集又は自己搬入による分別収集を行い、チップ化・リサイクルするモデル事業を実施する。

(3) 事業者との協働による事業ごみの減量・リサイクル

- ・ 事業者向け適正排出指導・啓発
市清掃工場における展開検査結果に基づく排出事業者への訪問指導を行うほか、事業者のためのごみ減量・リサイクル研修会を開催する。
- ・ 事業者のごみ分別・リサイクル環境づくり
事業系生ごみ処理機の導入や複数の事業者による共同資源物回収施設の設置に対する補助を実施する。

(4) 安定的なごみ処理体制の構築

松森資源化センターの基幹改良工事を実施し、缶・びん・ペットボトル等の選別・資源化事業の安定的運営体制を確保する。

3. 生物多様性保全推進等

(1) 生物多様性保全推進 ～せんだい生きもの交響曲～

本市にゆかりのある生きものが奏でる音に着目した啓発事業として、生きもの観察会や鳴き声の高音質（ハイレゾ）音源の配信等により、本市の豊かな自然環境を紹介する。

(2) 有害鳥獣対策

- ・ ツキノワグマ対策
市HPの「クマ出没情報マップ」やクマ対策講座等により、効果的な啓発を行う。クマが市街地等に出没した際には、専門家による調査や迅速な注意喚起に加え、特に危険な場合には、県から移譲を受けた緊急捕獲許可権限により対応する。
- ・ ニホンザル対策
市HPの「サル群れ情報マップ」による周知に加え、ニホンザルの群れの位置等を把握し、地域特性に応じた効果的な追い上げ、捕獲を実施する。